

令和4年度和歌山県一般会計補正予算

令和4年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,590,593千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ607,985,010千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

令和4年6月2日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 1,182,207	千円 540	千円 1,182,747
	2 負担金	1,162,474	540	1,163,014
9 国庫支出金		105,514,194	3,578,584	109,092,778
	2 国庫補助金	69,524,592	3,578,584	73,103,176
12 繰入金		7,855,257	6,769	7,862,026
	2 基金繰入金	7,652,208	6,769	7,658,977
15 県債		64,276,400	4,700	64,281,100
	1 県債	64,276,400	4,700	64,281,100
歳入合計		604,394,417	3,590,593	607,985,010

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 33,682,347	千円 65,001	千円 33,747,348
	2 企画費	6,461,631	65,001	6,526,632
3 民生費		82,478,420	378,521	82,856,941
	1 社会福祉費	63,376,894	225,269	63,602,163
	2 児童福祉費	15,275,079	153,252	15,428,331
5 労働費		1,186,736	56,172	1,242,908
	1 労政費	374,413	56,172	430,585
6 農林水産業費		23,561,986	497,359	24,059,345
	1 農業費	5,826,403	347,191	6,173,594
	2 畜産業費	407,684	150,168	557,852
7 商工費		90,298,689	2,582,200	92,880,889
	1 商業費	83,313,392	2,520,700	85,834,092
	2 工鉱業費	5,986,209	20,000	6,006,209
	3 観光費	999,088	41,500	1,040,588
8 土木費		74,124,760	5,400	74,130,160
	3 河川海岸費	16,064,299	5,400	16,069,699
10 教育費		109,341,012	5,940	109,346,952
	7 保健体育費	1,689,543	5,940	1,695,483
歳 出 合 計		604,394,417	3,590,593	607,985,010

第2表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 令和4年度和歌山県立紀北青少年の家及び紀北公園指定管理者の指定に係る協定	自 令和4年度 至 令和9年度 (6年)	千円 201,342
2 令和4年度和歌山県立白崎青少年の家指定管理者の指定に係る協定	自 令和4年度 至 令和9年度 (6年)	163,948
3 令和4年度和歌山県立潮岬青少年の家指定管理者の指定に係る協定	自 令和4年度 至 令和9年度 (6年)	181,922
4 令和4年度和歌山県点字図書館指定管理者の指定に係る協定	自 令和4年度 至 令和7年度 (4年)	123,567
5 令和4年度和歌山県聴覚障害者情報センター指定管理者の指定に係る協定	自 令和4年度 至 令和7年度 (4年)	110,583
6 令和4年度環境衛生研究センター再整備	自 令和4年度 至 令和6年度 (3年)	3,188,755

第3表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災対策事業	千円 300,600	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 305,300	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業そ の他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。